

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく体験の機会の場の認定に関する運用について

平成 24 年 10 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日改正

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室  
経済産業省産業技術環境局環境政策課  
国土交通省総合政策局環境政策課  
申合せ

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）第 20 条の 8 の規定により読み替えて準用する第 20 条第 1 項に基づく体験の機会の場の認定に関する運用については、下記のとおりとする。

## 記

### 第 1 認定までの流れ

1. 申請は、申請者が関係各大臣（環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）のうちいずれかに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成 24 年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）第 9 条に規定する書類を提出することにより行う。申請先は、別紙 1 の関係各省が指定した窓口（以下「申請等窓口」という。）のうちいずれかとする。
2. 申請書を受け付けた関係省（以下「受付省」という。）の受付の担当官（以下「受付担当官」という。）は、必要な事項が記載されていること及び必要な書類が添付されていることを確認し、不足があれば申請者に補正を要請する。この際、申請書を受け付けた年月日、補正を要請した年月日及び申請者から補正書類等が提出された年月日を記録する。
3. 申請に必要な書類が揃った時点で、受付担当官は、書類の原本を、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長（以下「環境省教育室長」という。）に別紙 2 により送付する。環境省教育室長は、関係各省（文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）に対して、申請書類の写しを送付するとともに、文部科学省を除く関係各省に対し、当該申請事業の主務省となるかについて、別紙 3 により照会をし、照会を受けた省は別紙 4 により回答する。環境省は、回答に基づき当該事業の主務省を決定し、関係各省に連絡する。

なお、受付省が主務省に含まれなかった場合については、受付担当官から申請者に対し、主務省の申請等窓口の中から今後の手続等の窓口として希望

するところを聴取し、それ以降の対応を行う窓口を決定し、受付担当官を変更する。

4. 主務省となった省は、申請された体験の機会の場合が認定基準に適合しているかどうか審査し、疑義がある場合には疑義を、特段の疑義がなく認定基準に適合していると判断した場合には審査結果を、別紙5により環境省教育室長に提出する。認定基準に適合しているかどうかを判断する際には、別紙5の別添「認定基準適合チェック」の「具体的な留意点」に留意する。
5. 環境省教育室長は、4. の疑義について、取りまとめて、必要に応じ、当該体験の機会の場合の受付担当官を経由し、別紙6により申請者に問い合わせ、その結果を別紙7により疑義を提出した主務省に送る。
6. 当該回答を受けても、疑義を提出した主務省において疑義が解消されない場合には、再度、環境省教育室長に疑義を提出する。この繰り返しにより最終的な判断を行い審査結果を提出する。また、主務省ごとに審査結果が異なる場合は、環境省教育室長が調整する。

#### (1) 認定基準に適合している場合

環境省教育室長は、各主務省に認定基準に適合している旨を連絡する。主務省ごとに決裁手続をし、各主務大臣印を捺印した別紙8の通知書により、受付担当官を経由して申請者に認定した旨を通知する。

#### (2) 認定基準に適合していない場合

環境省教育室長は、各主務省に認定基準に適合していない旨を連絡する。主務省ごとに決裁手続をし、各主務大臣を捺印した別紙9の通知書により、受付担当官を経由して申請者に認定基準に適合しなかった旨をその理由を付して通知する。

## 第2 認定簿について

第1の認定をした際は、環境省教育室長は、当該体験の機会の場合を認定簿に掲載する。認定簿は、環境省教育室長が管理し、関係各省間で共有する。

## 第3 毎年の事業報告について

環境省は、体験の機会の場合で行われる事業の事業報告をすべての認定民間団体等に対し、毎年要請する。認定民間団体等に対する連絡等は、各認定体験の機会の場合の受付担当官を経由して行う。環境省は、収集した情報について整理及び分析をし、環境教育関係者を含む国民全体に対して情報提供を行う。

## 第4 報告、助言等について

主務大臣のうちいずれかが、法第20条の4に規定する報告若しくは資料の提出又は助言が必要と判断した場合は、報告若しくは資料の提出を求める内容、又は助言をする内容について各主務省に協議し、当該認定体験の機会の場合の主

務大臣の連名により、報告若しくは資料の提出を求め、又は助言をする。報告又は助言に係る通知等は、当該認定体験の機会の場の受付担当官を経由して行う。報告若しくは資料の提出を求め、又は助言した場合には、主務省以外の関係省に対して、情報提供を行う。

## **第5 認定の取消しについて**

主務省のうちいずれかが、認定民間団体等が法第20条の6第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、認定を取り消すことについて他の主務省に協議し、合意に達した場合には、当該認定民間団体等の認定を取り消すことができる。認定民間団体等に対する通知等は、当該認定体験の機会の場の受付担当官を経由して行う。

## **第6 認定事項の変更、廃止の届出について**

認定民間団体等は、法第20条第8項に規定する変更又はその提供の終了を届け出る場合は、主務省のうちいずれかの申請等窓口へ届け出る。届出を受けた担当官は、必要な事項が記載されていることを確認の上、各主務省に対して、申請書類の写しを送付する（書類の原本は、環境省教育室長あてに送付する。）。それを受け、環境省教育室長は、認定簿を更新する。

## **第7 認定等の周知について**

認定、場の廃止、認定の取消し等の公表については、ホームページにより行うこととし、ホームページ掲載に関して必要な事務は環境省教育室長が行うこととする。

## **第8 標準処理期間**

法第20条第3項の認定の申請に係る標準処理期間は60日とする（申請者が補正等をしている期間は除く。）。

関係各省	窓口
環境省	大臣官房総合政策課環境教育推進室
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
農林水産省	農村振興局農村計画課農村政策推進室
経済産業省	産業技術環境局環境政策課
国土交通省	総合政策局環境政策課

別紙2  
事務連絡  
○年○月○日

環境省大臣官房総合政策課  
環境教育推進室長 殿

○○○省○○局○○課（室）長

体験の機会の際の申請書類の送付について

下記のとおり「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第20条第3項に基づく申請があり、必要な書類の提出を確認できたので申請書類を送付します。

記

1. 申請者
2. 体験の機会の際の名称及び所在地
3. 書類の受付年月日

問合せ先  
○○○省○○局○○課  
担当者氏名  
電話  
F A X  
e-mail

別紙 3  
事務連絡  
○年○月○日

農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室長 殿  
経済産業省産業技術環境局環境政策課長 殿  
国土交通省総合政策局環境政策課長 殿

環境省大臣官房総合政策課  
環境教育推進室長

体験の機会の場の申請について（照会）

下記のとおり「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 20 条第 3 項に基づく申請があったので、当該団体の主務省となることについて、○年○月○日までに回答願います。

記

1. 申請者
2. 体験の機会の場の名称及び所在地
3. 申請等窓口
4. 書類の受付年月日
5. 整理番号

問合せ先  
○○○省○○局○○課  
担当者氏名  
電話  
F A X  
e-mail

別紙 4  
事務連絡  
○年○月○日

環境省大臣官房総合政策課  
環境教育推進室長 殿

○○○省○○局○○課（室）長

体験の機会の際の申請について（回答）

○年○月○日に照会があった下記事業について、当省は主務省である。（又は主務省ではない。）

記

1. 申請者
2. 体験の機会の際の名称及び所在地
3. 申請等窓口
4. 書類の受付年月日
5. 整理番号

問合せ先  
○○○省○○局○○課  
担当者氏名  
電話  
F A X  
e-mail

別紙5  
事務連絡  
○年○月○日

環境省大臣官房総合政策課  
環境教育推進室長 殿

○○○省○○局○○課（室）長

体験の機会の場の審査結果について

整理番号○○の体験の機会の場に関する審査の結果について下記のとおり連絡します。

記

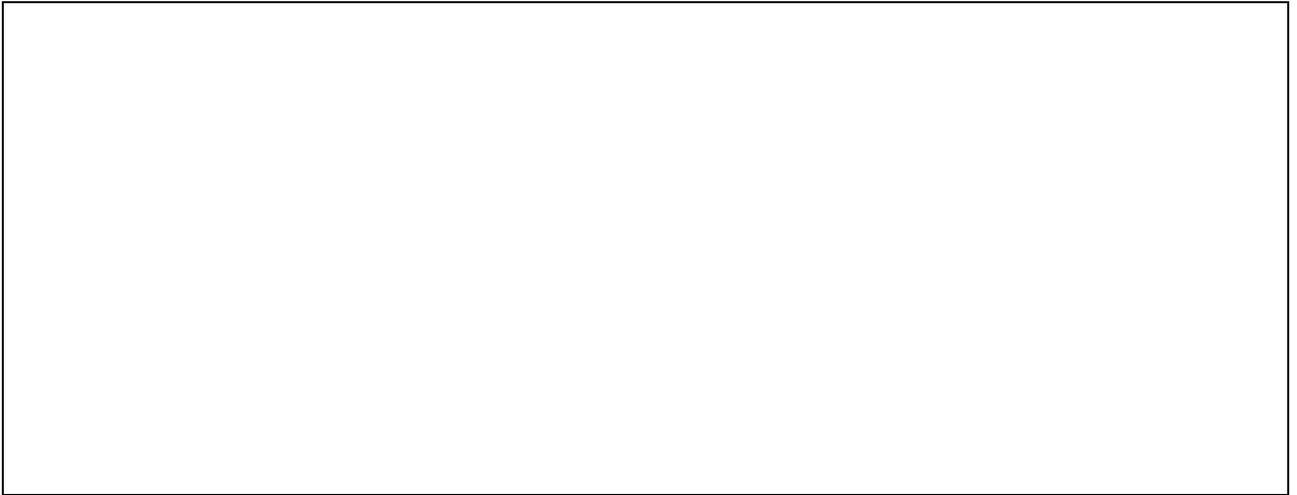
1. 審査結果  
（「認定基準に適合」、「認定基準に不適合」、「疑義あり」の中から選択する。）
2. 理由  
別添のとおり。
3. 申請者
4. 体験の機会の場の名称及び所在地

## 認定基準適合チェック

(○…適合、×…不適合、?…疑義あり)

施行規則	認定基準	チェック欄	備考
8条 1項 1号	<p>環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。</li> <li>・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。</li> </ul>		
2号	<p>適切な計画が定められていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。</li> </ul>		
3号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の安全策が定められている。</li> <li>・スタッフへの事前講習が行われている。</li> <li>・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。</li> </ul>		
4号	<p>特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。</li> </ul>		
5号	<p>利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。</li> </ul>		
6号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>		
2項	<p>法第20条第1項第4号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。緊急時の安全策が定められている。</li> <li>・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。</li> <li>・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。</li> </ul>		

[疑義]



別紙 6  
事務連絡  
○年○月○日

○○ 殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室  
経済産業省産業技術環境局環境政策課  
国土交通省総合政策局環境政策課  
(主務省のみ記載する。)

体験の機会の場合に係る申請書類に関する疑義について

○年○月○日に提出された申請書類についてについて、以下のような疑義がありますので、御回答願います。

別紙7  
事務連絡  
○年○月○日

○○省○○局○○課（室）長 殿

環境省大臣官房総合政策課  
環境教育推進室長

体験の機会の場の疑義に係る問合せ結果について

○年○月○日付けで連絡があった整理番号○○の体験の機会に関する審査に係る疑義について申請者に問い合わせた結果は下記のとおりです。

〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇年〇月〇日

〇〇 殿

環境大臣 〇〇 〇〇

文部科学大臣 〇〇 〇〇

農林水産大臣 〇〇 〇〇

経済産業大臣 〇〇 〇〇

国土交通大臣 〇〇 〇〇

(主務大臣のみ記載、捺印する。)

体験の機会の場の認定について

〇年〇月〇日付けをもって申請のありました団体について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 8 の規定により読み替えて準用する第 20 条第 6 項の規定に基づき、認定したことを通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	
体験の機会の場の名称及び所在地	

〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇〇〇〇発 第〇〇〇〇〇号  
〇年〇月〇日

〇〇 殿

環境大臣 〇〇 〇〇

文部科学大臣 〇〇 〇〇

農林水産大臣 〇〇 〇〇

経済産業大臣 〇〇 〇〇

国土交通大臣 〇〇 〇〇

(主務大臣のみ記載、捺印する。)

体験の機会の場の認定について

〇年〇月〇日付けをもって申請のありました体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 8 の規定により読み替えて準用する第 20 条第 7 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	
体験の機会の場の名称及び所在地	
理由	

[教示] この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、主務大臣に異議申立てをすることができます。